

保発 0509 第 1 号  
平成 30 年 5 月 9 日

都 道 府 県 知 事 殿  
健 康 保 険 組 合 理 事 長 殿  
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長 殿  
国 民 健 康 保 険 中 央 会 理 事 長 殿  
日 本 健 康 会 議 代 表 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

平成 30 年度高齢者医療制度円滑運営事業の実施について

標記については、別に定める「平成 30 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」によるほか、別紙「平成 30 年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱」により行うこととし、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内保険者協議会に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

## 平成 30 年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱

### 第 1 目的

高齢者医療制度の円滑な運営を図るための事業を推進することにより、高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資することを目的とする。

### 第 2 実施主体

事業の実施主体は、健康保険組合（以下「健保組合」という。）、全国健康保険協会（以下「協会」という。）、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）、都道府県保険者協議会（以下「協議会」という。）、日本健康会議（以下「健康会議」という。）及び公募により選定された事業者（以下「公募選定事業者」という。）とする。

### 第 3 事業の内容

#### 1. 健保組合及び協会が実施する事業

##### 保険者による糖尿病性腎症患者の重症化予防事業

##### (1) 事業の概要

本要綱における「保険者による糖尿病性腎症患者の重症化予防事業」とは、医療費の適正化を目的として、特定保健指導の対象とならない糖尿病性腎症患者（人工透析治療導入前段階の者）に対して、その重症化を予防するため、医療機関と連携して保健指導を実施する事業であり、次の要件に該当するものをいう。

ア. 保健指導の実施について、対象者の同意があること。

イ. 実施される保健指導が、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の

策定について（依頼）」（平成 28 年 4 月 20 日保発 0420 第 4 号厚生労働

省保険局長通知)の別添「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいた方法で行われるものであること。

ウ. 健保組合においては、平成 28 年度の特健康診査の実施率が 70%以上、かつ特定保健指導の実施率が 20%以上であること。

## (2) 費用の負担

ア. 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「平成 30 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

イ. 平成 30 年度内に本事業の全てを実施(但し、フォローアップ部分を除く。)した者及び平成 30 年度内に前年度に実施した本事業のフォローアップのみを実施した者を補助の対象とする。

ウ. 実施年度の途中で保険加入した者に対し保健指導を実施した場合についても交付対象とする。

エ. 保健指導の実施期間中、医師の判断、利用者の被保険者資格喪失、利用者の転居・転勤及び保険者又は保健指導実施者の働きかけにもかかわらず利用者から中断の意思が示されたこと等により途中終了となった場合であっても、当該途中終了までに要した費用を交付対象とする。

オ. 本補助金は、糖尿病性腎症予防事業の実施に要する費用の一部を補助するものであることから、次のような経費は交付の対象経費として認めない。

- ・保健指導等予防事業の実施者のための研修経費
- ・保健指導等予防事業に係るデータの管理システム(電子計算機を含む)や集計ソフト等に要する経費

カ. 本事業を実施する上で、必要な備品の購入等に要する経費については対象経費として認めるが、それらについては本事業において効果的

かつ専有的に使用される物であることが必要であり、他の目的に転用することはできないものとする。

キ. 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。

### (3) 交付申請、実績報告についての留意事項

ア. 交付申請時の糖尿病性腎症予防事業実施（予定）者数は、交付申請時までには実施している者、交付申請後当該年度中に実施する予定者数及び過年度における同様の事業の実施状況を勘案し算出すること。

イ. 実績報告は、平成 30 年度内に本事業の全てを実施（但し、フォローアップ部分を除く。）した者を実施者数として報告すること。

## 2. 中央会が実施する事業

### 保険者協議会中央連絡会開催事業

#### (1) 事業の概要

本要綱における「保険者協議会中央連絡会開催事業」とは、各保険者団体の連携協力を目的として開催される保険者協議会中央連絡会を開催する事業をいう。

#### (2) 費用の負担

ア. 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「平成 30 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

イ. 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。

## 3. 協議会が実施する事業

### 保険者協議会の運営等に関する事業

## (1) 事業の概要

本要綱における「保険者協議会の運営等に関する事業」とは、都道府県ごとに健康水準や医療費水準に格差がある中で、都道府県単位で各保険者が共通認識を持ち、行政や医療関係者等の協力を得ながら、保健事業の効果的な実施推進事業等を行うことを目的として組織される保険者協議会の運営等に関する次の事業をいう。

### ア. 保険者協議会の運営事業

#### (ア) 保険者協議会の開催事業

当該年度の事業計画の策定、事業の進捗状況の報告及び事業の実績報告等を行うための会議体としての保険者協議会を開催する事業。

#### (イ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会の開催事業

保険者協議会の開催のうち、医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会を開催する事業。

#### (ウ) 医療法に基づく医療計画への意見提出に係る保険者協議会の開催事業

保険者協議会の開催のうち、医療計画への意見提出に係る保険者協議会を開催する事業。

#### (エ) 専門部会等の開催事業

保険者協議会の内部に設けられた各専門部会を開催する事業。

### イ. データヘルス推進等事業

保険者等が実施するデータヘルスの推進を図るために行う事業及び医療費適正化計画への意見の提出並びに医療計画への意見の提出等を行うためのデータ分析事業。

#### 【取組例】

- ・その地域における健康課題を保険者間で共有をするための取組やそのデータ分析
- ・データヘルスの取組事例の収集・分析や、保険者間でのその共有等

- ・データヘルスの取組状況に関する保険者間の情報交換
- ・健診・レセプトデータの活用に関する研修会等の実施

#### ウ．特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発事業

特定健康診査・保健指導の受診率等を高めるために、保険者が共同で積極的な普及・啓発を行う事業。

なお、特定健診等・レセプトデータを活用し、対象者を特定しつつ、当該対象者に対してより説得力のある内容とするなど、より効果的な取組となるよう工夫を行うものとする。

#### 【取組例】

対象者が自身の課題としてより認識しやすいよう、特定健診等のデータを活用し、例えば以下のようなメッセージを発する広報の実施等「20歳からの体重が10kg以上増加し、運動をしていない50歳代の者の〇割以上がメタボである」、「女性では腹囲が基準以下の者が多いが、血圧、血糖、血中脂質の数値が高いため要治療の者が〇%存在する」等

#### エ．特定健診等の円滑な実施のための事業

特定健診等の円滑な実施に資する情報を保険者へ提供をするためのホームページの作成及び運用事業。

なお、ホームページは、各都道府県内における集合契約の締結に必要な情報や、イで実施したデータ分析の結果、ウで実施している広報を掲載するなど、必要な情報の迅速かつ効率的な提供により、データヘルスの推進に資するものであること。

#### オ．特定保健指導プログラム研修等事業

特定保健指導の実施に携わる医師、保健師及び管理栄養士等に対する特定保健指導プログラム習得のための研修を行う事業。

また、研修の企画・運営については、特定健診等について国及び保険者等並びに関係団体が実施する中央レベルのリーダー研修を受講した者によって実施すること。

なお、事業の実施にあたっては、都道府県担当課（部）及び日本医師

会、日本看護協会、日本栄養士会等の都道府県支部と調整を図り、効率的に実施すること。

カ. 特定保健指導実施機関評価事業

集合契約の委託先となっている特定保健指導実施機関の評価を行う事業。次年度の集合契約の締結時の参考とするため、委託基準（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項（平成25年厚生労働省告示第92号））が遵守されているか、特定保健指導が適正に実施されているか等を確認するとともに、必要に応じて「医療保険者が保健指導を委託する際の委託先の保健指導の質の評価ガイド」（平成19年厚生労働科学研究）を参照して評価を実施し、委託先の特定保健指導実施機関への助言や、集合契約に参加している保険者に対する評価内容の報告等を行うこと。

キ. 特定健康診査と各種検診の同時実施促進事業

市町村が実施するがん検診等の各種検診と保険者が実施する特定健康診査の受診の利便性の向上と受診促進のために、保険者協議会において各種検診と特定健康診査の実施機関情報や日程の共有、対象者に対する周知の際の連携等を行い、可能な限り特定健康診査と各種検診を同じ日時・場所で受診できるよう調整を行う事業。

(2) 費用の負担

ア. 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

イ. 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。

4. 健康会議が実施する事業

## 日本健康会議開催等事業

### (1) 事業の概要

本要綱における「日本健康会議開催等事業」とは、2020年に向けて、健康長寿社会の実現や医療費適正化を図るため、民間組織で構成される健康会議が開催する会議の運営及び、それに付随する事業をいう。

#### 【取組例】

- ・「健康なまち・職場づくり宣言 2020～」の達成状況等を把握するための保険者・自治体等への調査
- ・調査結果を活用したホームページ等での分かりやすい情報発信
- ・その他、宣言達成に向けた保険者・自治体等への横展開等の取組

### (2) 事業計画の提出

健康会議は、本事業を実施するときは、別紙による事業実施計画書を作成し、平成30年5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、当初の事業計画に変更が生じた場合には、変更後の事業実施計画書を作成し、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

### (3) 費用の負担

ア. 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

イ. 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。

## 5. 公募選定事業者が実施する事業

### (1) 事業概要

本要綱における「データヘルス・予防サービス見本市等の開催事業」と

は、医療保険者等と健康・予防サービスを提供する企業等とのマッチングの機会の提供等を行うためのデータヘルス・予防サービス見本市等を開催する事業をいう。

## (2) 事業計画の提出

公募選定事業者は、本事業を実施するときは、別紙による事業実施計画書を作成し、平成30年5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、当初の事業計画に変更が生じた場合には、変更後の事業実施計画書を作成し、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

## (3) 費用の負担

ア. 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

イ. 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。